

商品券利用店募集要領

日向市プレミアム付商品券発行事業では、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込む消費を喚起するとともに、地元の事業者を支援するため、飲食、宿泊、タクシーやサービス業など幅広く使えるプレミアム率30%の「コロナに負けるな！元気クーポン」商品券の発行に伴い、商品券の取扱利用店を募集する。

1 登録資格

(1) 登録事業者

商品券の取扱利用店として登録できるものは、日向市内において販売・飲食、サービス業などの事業を営み、且つ店舗又は事務所を有する事業者。ただし、下記①～③に該当するものは登録することができない。

- ① 換金性の高い商品（有価証券・商品券等）を主に取り扱うもの
- ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第5項に規定する営業を行うもの
- ③ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

(2) 申し込み方法

前項の事業者で利用登録を希望する者は、利用店登録申込書兼誓約書（別紙様式1）及び振込口座の確認できる書類（通帳の表紙及び見開き1ページのコピー）を日向商工会議所まで提出し、登録の申し込みを行う。

2 登録

日向商工会議所は、1-(2)の申し込みがあったときは、当該利用登録に係わる登録資格の確認を行った上、登録の申し込みを受理し、利用店の登録を行う。

3 商品券の取り扱い

(1) 取扱対象

利用登録事業者は、商品券を持参した消費者に対し令和3年6月1日から令和3年10月31日までの期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売もしくは貸し付け、または役務の提供（以下「取引」）を行う。ただし、次に掲げる支払いについては、本事業の取扱対象としない。

- ① 不動産や金融商品
- ② たばこ
- ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤ 国税、地方税や使用料などの公租公課

(2) つり銭

券面記載の金額に満たない取引の場合でも、つり銭は支払わないものとする。

(3) 種類

商品券は「全店共通券」と「地域限定券」の2種類を発行し、その仕様は下表のとおりとする。

商品券の種類	1冊あたりの枚数	商品券の使用が可能な取扱店
共通券	8枚	取扱利用店として登録された店舗
地域券	5枚	取扱利用店として登録された店舗のうち、日向市内に本社があるもの

4 利用登録事業者の責務

利用登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 日向商工会議所が配布する商品券取扱ポスターを消費者にわかりやすく見やすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券が偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事案を速やかに日向市観光協会に連絡すること。
- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、再流通を防止するため、券裏面に自らの記名押印または署名すること。
- (4) 3-(1)①～⑤の取引に、商品券を利用させないこと。
- (5) 商品仕入、買掛金、未払金等の支払などへの二次的な使用はしないこと。
- (6) 受け取った商品券の盗難・紛失等は利用店の責任となるので、保管等には十分に注意すること。
- (7) その他、本要領に定めのない事項については日向市観光協会に確認し、その指示に従うこと。

5 誓約書

利用登録事業者になろうとするものは、利用店登録申込書兼誓約書（別紙様式1）に署名捺印をし、不正な取り扱いを行わない旨誓約しなければならない。

6 換金

前条の取引により商品券を受け取った利用登録事業者は、換金を申し出る事ができるが、その方法は次の通りとする。

- (1) 商品券の換金を受けようとする利用登録事業者は、「コロナに負けるな！元気クーポン（第3弾）」換金申込書（別紙様式2）を日向市観光協会に提出する。
- (2) 前項の提出時には、当該申込に係る商品券の裏側に取扱店名を記名または押印をすること。
- (3) 日向市観光協会は、当該申込に係る商品券に記載された金額より送金手数料差引後の金額を指定口座（別紙様式1）に振込むこととする。振込については翌週以降の支払とする。（但し祝日等は除く）振込元の金融機関は宮崎銀行日向支店とする。
- (4) 換金請求は、令和3年6月10日（木）から令和4年1月27日（木）までの毎週木曜の午前9時から午後5時までの期間とする。但し、12月30日を除く。
- (5) 前項の期間を過ぎての換金は出来ないものとする。

7 交換・譲渡及び売買、換金目的での購入の禁止

- (1) 利用登録事業者は、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (2) 利用登録事業者は、換金目的での商品券の購入は、不可とする。

8 登録の取り消しと損害賠償

日向市観光協会及び日向商工会議所は、利用登録事業者がこの要領の各事項に違反するときは、当該取扱いに係る登録を取り消すことができる。なお、その場合はその内容を公表する。また、事務局は、その不正な行為により損害が生じた場合は損害の賠償請求を行う。

（問い合わせ先）日向市プレミアム付き商品券発行事業実行委員会

利用店登録に関する問い合わせ：日向商工会議所（0982-52-5131）

商品券販売換金に関する問い合わせ：日向市観光協会（0982-55-0235）

事業全般に関する問い合わせ：日向市商工港湾課（0982-66-1025）